

**日野町事件の再審開始決定に対する検察官の特別抗告を一日も早く棄却し、
改めて実効的なえん罪救済のための再審法改正の早期実現を求める理事長声明**

1984年（昭和59年）12月、滋賀県蒲生郡日野町で発生した強盗殺人事件の犯人として逮捕起訴された阪原弘氏は、起訴後一貫して無罪を訴えてきたが、2000年（平成12年）10月、無期懲役が確定した。しかし、2001年（平成13年）11月に申し立てられた第1次再審請求は、即時抗告審の係属中の2011年（平成23年）3月阪原氏の死亡により終了した。その後、2012年（平成14年）3月遺族が申し立てた第2次再審請求につき、2018年（平成30年）7月11日大津地方裁判所が再審開始決定を行った。しかし、検察官が即時抗告を申し立てたため、大阪高等裁判所に係属したが、2023年（令和5年）2月27日同裁判所第3刑事部は、大津地方裁判所の再審開始決定を維持して検察官の即時抗告を棄却した。これに対し、検察官が特別抗告を行ったため、現在も最高裁判所に係属している。

日野町事件の第2次再審請求においては、大津地方裁判所の積極的な訴訟指揮により、数多くの重要証拠が開示された。その中でも現場引き当たり捜査についてのネガが開示されたことにより、被疑者（被告人）が捜査官を事件現場まで案内することのできた証拠とされた引き当たり実況見分調書に添付された写真には、現場からの帰路の写真を往路の写真として貼付されていたことが明らかになり、これがきっかけとなって、裁判所が証拠開示の訴訟指揮に積極的となり、その他多数の証拠開示が実現し、その結果、再審開始決定につながった。今回の検察官の特別抗告は、実質的には事実誤認の主張の繰り返しであり、特別抗告の理由にはならず、徒に引き延ばすことにほかならない。事件発生からすでに40年が経過し、また大津地裁の再審開始決定からも5年半が経過しており、未だ阪原氏及びその遺族の名誉が回復されない状況が続いている。最高裁判所は、一日も早く阪原氏の名誉回復を図るために、また司法への国民の信頼を回復するためにも、再審公判の開始が早期になされるよう、速やかに検察官の特別抗告を棄却すべきである。

いうまでもなく再審は、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を迅速に救済することを目的とする制度である。えん罪は、いわれなき罪に問われ、人生の貴重な時間を奪われるという国家による重大な人権侵害である。しかしながら、えん罪からの救済は「らくだを針の穴に通すより難しい」といわれるほど極めて厳しいものとなっている。その原因は、現行刑事訴訟法の再審法（刑事訴訟法第4編再審）の規定がわずか19条しか存在しないという、現在の再審制度が抱える制度的、構造的問題にある。つまり、現行法では、再審開始の判断に極めて重要な意義を有する証拠開示は、明文規定がないことから裁判所の訴訟指揮という広範な裁量に委ねられており、裁判所の再審開始裁判に向けた熱意の差より訴訟指揮権の行使に大きな差があり、いわゆる「再審格差」が生じている。こ

れに加えて、執拗になされる検察官の不服申し立て（抗告、特別抗告）により、一旦なされた再審開始決定が確定せず、さらに審理が継続され、再審公判の前段階の再審請求手続が長期化するという弊害に陥っており、再審制度はまさに機能不全になっていると言わざるを得ない。このような見地からすると、少なくとも、再審請求手続においては全面的な証拠開示の制度化を早急に実現するとともに、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てを禁止する必要がある。

当連合会は、2022年（令和4年）11月25日、第32回近畿弁護士会連合会人権擁護大会において、このような再審制度の問題点を指摘し、「今こそ『えん罪被害者の尊厳回復を』、真の『無辜の救済』のための刑事司法改革をめざし、刑事再審法の速やかな改正を求める決議」を満場一致で可決した。こうした再審法改正を求める決議及び会長声明は、全国48の弁護士会、5つの弁護士会連合会において挙げられており（2024年1月末日現在）、全国各地の弁護士会では市民集会、講演会、シンポジウム、勉強会等が開催されるなど再審法改正に向けた取組が行われている。また、全国209の地方議会において再審法改正を求める意見書が採択されている（2024年1月末日現在）。さらに、日本弁護士連合会においては、国会議員に対し、再審法改正に賛同するメッセージを求める取組が行われている。

以上のとおり、現行刑事訴訟法における再審制度は、機能不全を抱えたまま、刑事司法改革から取り残され、放置されてきたものであり、そのために長きにわたりえん罪被害者の救済を阻み続けていることは明らかである。再審制度の改正はまさに喫緊の課題というべきである。2016年（平成28年）に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則の9条には、3年後の見直しとともに、再審請求審における証拠開示に関しても検討し、必要に応じて所要の措置を講じる旨が併記されており、まさに今こそ再審法の改正を行うべきときである。

よって、当連合会は、最高裁判所に対し、日野町事件の再審開始決定に対する検察官の特別抗告を一日も早く棄却することを求めるとともに、国会に対し、少なくとも全面的な証拠開示制度を新設し、検察官による不服申し立てを禁止する再審法の改正を求める次第である。

2024年（令和6年）2月14日

近畿弁護士会連合会

理事長 浅 野 則 明